

審決取消請求事件

[平成28年8月24日判決（知財高裁） 平成27年\(行ケ\)第10245号](#)

キーワード：構成削除による上位概念化の補正における新規事項の追加／サポート要件

担当 弁理士 須藤淳

1. 事案の概要

原告が被告の本件特許に対し特許無効審判を請求したところ、特許庁は、「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決をした。原告はこれを不服として審決取消訴訟を提起した。

2. 結論

審決取消

3. 本件特許

発明の名称：臀部拭き取り装置並びにそれを用いた温水洗浄便座及び温水洗浄便座付き便器

登録番号：特許第4641313号

出願日：平成19年9月6日

登録日：平成22年12月10日

4. 本件発明（下線部及び取消線は補正事項）

【請求項15】

トイレットペーパーで臀部を拭く臀部拭き取り装置であって、
~~便座を昇降させる便座昇降部と、~~
前記トイレットペーパーを取り付けるための拭き取りアームと、
前記臀部を拭き取る位置まで前記拭き取りアームを移動させる拭き取りアーム駆動部とを備え、
前記拭き取りアーム駆動部は、前記便座昇降部によって前記便座が上昇された際に生じる便器と便座との間隙を介して、前記拭き取りアームを移動させることを特徴とする、臀部拭き取り装置。

5. 争点

- (1) 請求項15に係る補正は、新規事項の追加にあたるか。
- (2) 請求項15に係る発明は、サポート要件を充足するか。

6. 裁判所の主な判断（下線は筆者）

（1）新規事項の追加について 本件補正のうち、便座昇降部を除くとした補正事項は、当初明細書等の請求項1に記載された「便座と便器との間隙」が、便座昇降部により形成されるものには限定されないとするものであるから、便座昇降部以外の手段で間隙が形成されても、又は当初から間隙が形成されていてよいことになる。このように、本件補正は、当初明細書等の請求項1の発明特定事項を削除し、発明を上位概念化したものである。

当初明細書等の記載には、便器と便座との間隙を形成する手段としては便座昇降装置が記載されているが、他の手段は、何の記載も示唆もない。すなわち、当初明細書等に記載された発明（補正前発明）は、便器と便座との間隙を形成する手段として、便座昇降装置のみをその技術的要素として特定するものである。そうすると、便座と便器との間に間隙を設けるための手段として便座昇降装置以外の手段を導入することは、新たな技術的事項を追加することにほかならず、しかも、上記のとおり、その手段は当初明細書等には記載されていないのであるから、本件補正は、新規事項を追加するものと認められる。

他に公知技術があるからといって当該公知技術が明細書に実質的に記載されていることになるものでないことは、明らかである。のみならず、上記公報に記載された技術は、容器6と座部3との間に介護者が手を入れられる隙間を設けることを開示しているだけであり、便器と便座との間に機械的な拭き取りアームが通過する間隙を設けることとは、全く技術的意義を異にしている。

（2）サポート要件について

本件明細書には、便座昇降装置により便座が上昇された際に生じる便器と便座との間の間隙以外の間隙を設ける手段の記載はない。そして、本件発明15のような機械式拭き取り装置の設置を前提として、便器と便座との間の間隙をどのように形成するかに関して何らかの技術常識があるとは認められない。そうすると、便器と便座との間の間隙を形成するに際して、便座昇降装置を用いるものに限定されない本件発明15は、本件明細書の発明の詳細な説明に記載したのではなく、サポート要件を充足しないものである。

以上